

感染症法に基づく薬剤耐性アシネトバクター感染症の届出状況、2024 年

国立感染症研究所 応用疫学研究センター

感染症サーベイランス研究部

実地疫学専門家養成コース (FETP)

2025 年 11 月 15 日現在

(掲載日：2026 年 4 月 30 日)

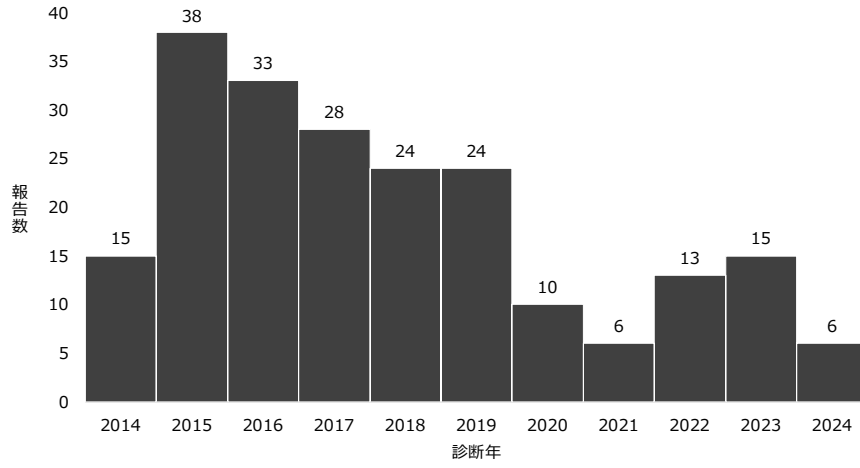
薬剤耐性アシネトバクター感染症は、広域 β -ラクタム剤、アミノ配糖体、フルオロキノロン系統の薬剤に対して耐性を示すアシネトバクター属菌 (Multidrug-resistant *Acinetobacter* spp.: MDRA) による感染症である。薬剤耐性アシネトバクター感染症は、2011 年 2 月から感染症法における五類定点把握対象疾患に、2014 年 9 月 19 日からは五類全数把握対象疾患となった。薬剤耐性アシネトバクター感染症の届出対象は、症状や所見から薬剤耐性アシネトバクター感染症が疑われ、届出基準に規定された検査材料、検査方法により薬剤耐性アシネトバクター感染症と診断された患者であり、臨床症状を示さず薬剤耐性アシネトバクターを保菌しているだけの者は届出の対象外となっている (届出基準、届出票については <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-05-140912-4.html> 参照)。なお、感染症法に基づく届出の基準として示された薬剤耐性アシネトバクターの判定基準値は、病院で用いられている判定基準値と異なることがある (文末参考)。

2026 年 1 月 9 日現在、2024 年疫学週第 1 週～第 52 週 (2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 29 日) に薬剤耐性アシネトバクター感染症と診断され、報告された症例は 6 例であった (図 1)。年間報告数は、全数把握疾患となり初めて年間の症例数を把握できるようになった 2015 年の 38 例が最も多く、その後 6–15 例で推移していた。届出時点の死亡例はなかった。性別は男性が 4 例 (67%)、診断時年齢の中央値は 57 歳 (範囲 2-88 歳) であった (図 2)。70 歳以上の症例の割合は、17%であった。

2024 年の届出時点の診断名*は、肺炎が 3 例 (50%) と最も多く (表 1)、菌が分離された検体は喀痰が 3 例 (50%) と最も多かった (表 2)。これらの割合は、概ね 50%前後で推移していた 2020 年以前と同様であった。報告は、6 都道府県、6 医療機関からあり、茨城県、埼玉県、東京都、岐阜県、神奈川県、長崎県が各 1 例あり、岐阜県からの届出は 2014 年に全数把握疾患となって以来、初めてであった。全数把握開始以降、36 都道府県から報告があり、東京都 (36 例)、埼玉県 (30 例)、神奈川県 (18 例)、千葉県 (17 例) の順に多く報告されていた。推定感染地域を国外とした症例は毎年、3 例程度認めていたが、2024 年は 2 例あり、ブラジルとベトナムが各 1 例であった。

* 診断名は症状として報告された情報を用い集計した。

図1. 薬剤耐性アシネトバクターの年別報告数, 2014*~2024年



*2014年9月~全数報告

図2. 薬剤耐性アシネトバクター感染症症例の性別年齢分布, 2024年 (n=6)

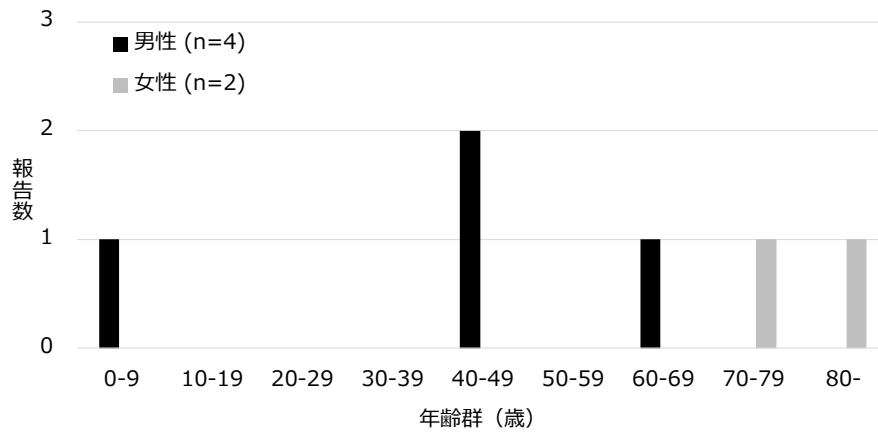


表1. 薬剤耐性アシネトバクター感染症症例の届出時点診断名*、2023～2024年

	2023年 (n=15)		2024年 (n=6)	
	報告数 [†]	割合	報告数	割合
肺炎	7	47%	3	50%
尿路感染症	2	13%	0	0%
敗血症	2	13%	0	0%
髄膜炎	1	7%	0	0%
菌血症	0	0%	2	33%
その他	5	33%	1	17%

* 診断名は症状として報告された情報を用い集計

[†] 重複あり

表2. 薬剤耐性アシネトバクター感染症症例の菌検出検体、2023～2024年

	2023年 (n=15)		2024年 (n=6)	
	報告数	割合	報告数	割合
喀痰	6	40%	3	50%
血液	3	20%	2	33%
尿	2	13%	0	0%
髄液	1	7%	0	0%
膿	0	0%	1	17%
その他	3	20%	0	0%

参考 感染症法の届出基準及び米国 Clinical and Laboratory Standards Institute (CLSI) 2012 における微量液体希釈法によるアシネトバクター属菌に対する各抗菌薬の耐性 (R) の判定基準値

薬剤名		感染症法届出基準*	CLSI [†] (M100-S22)
カルバペネム系	イミペネム	≧ 16μg/ml (ア)	≧ 16μg/ml
アミノグリコシド系	アミカシン	≧ 32μg/ml (イ)	≧ 64μg/ml
キノロン系	シプロフロキサシン	≧ 4μg/ml (ウ)	≧ 4μg/ml

* イミペネム以外のカルバペネム系薬剤により検査を実施した場合は、その検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準の (ア) を満たすものとする。イミペネムによる検査と、その他のカルバペネム系薬剤による検査を実施した場合には、いずれかの薬剤の検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準の (ア) を満たすものとし、その検査方法を届出のために必要な検査方法とする。また、シプロフロキサシン以外のフルオロキノロン系薬剤により検査を実施した場合は、その検査により耐性が得られた場合も判断基準の (ウ) を満たすものとする。シプロフロキサシンによる検査と、その他のフルオロキノロン系薬剤による試験を実施した場合には、いずれかの薬剤の検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準の (ウ) を満たすものとし、その検査方法を届出のために必要な検査方法とする。

[†] Rの基準について、CLSI2014 (M-100-S24) 以降、イミペネム≧8μg/mlに変更されている。